



平成24年1月30日

各 位

上場会社名 株式会社明豊エンタープライズ
代表取締役社長 梅 木 篤 郎
(JASDAQ コード 8927)
取締役
問合わせ先 執行役員 安 田 俊 治
管 理 部 長
(電話番号 03-5768-6573)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成24年1月30日(本日)開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成24年2月20日開催予定の臨時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、定款変更は、当社が申請し現在進めている産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法所定の特定認証紛争解決手続(事業再生ADR手続)における平成24年1月31日開催予定の第3回債権者会議において、当社が策定する事業再生計画案が対象債権者たるお取引先金融機関の合意により成立することを条件としております。

記

1. 定款変更の目的

当社は、新たな種類の株式として第1種優先株式を追加することといたしましたので、第1種優先株式に関する規定を新設するため、別紙のとおり定款変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 定款変更の日程(予定)

- | | |
|---------------|---------------|
| (1)取締役会決議日 | 平成24年1月30日(月) |
| (2)臨時株主総会決議日 | 平成24年2月20日(月) |
| (3)定款変更の効力発生日 | 平成24年2月20日(月) |

以 上

変更案の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第2章 株式	第2章 株式
第6条(発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、38,644,000株とする。	第6条(発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数) 当社の発行可能株式総数は、38,644,000株とする。
(新設)	②当社の各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。 <u>普通株式 38,644,000株</u> <u>第1種優先株式 10,000株</u>
第7条(単元株式数) 当社の単元株式数は100株とする。	第7条(単元株式数) 当社の普通株式の単元株式数は100株とし、 <u>第1種優先株式の単元株式数は1株とする。</u>
第8条～第11条(条文省略)	第8条～第11条(現行どおり)
(新設)	第2章の2 優先株式
	第11条の2(剰余金の配当) (<u>第1種優先配当金</u>) 当社は、 <u>第1種優先株式について、平成29年7月末日(同日を含む。)までの日を基準日として剰余金の配当を行わない。</u> <u>当社は、平成29年8月1日以降の日を基準日として期末配当を行うときは、第1種優先株式を有する株主(以下「第1種優先株主」という。)又は第1種優先株式の登録株式質権者(以下「第1種優先登録株式質権者」という。)</u> に対し、 <u>普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)</u> に先立ち、 <u>第1種優先株式1株につき、1万円(但し、第1種優先株式について株式の分割、株式の併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社の取締役会により合理的に調整された額とする。)</u> に年2%を乗じた額(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。)の金銭による剰余金の配当(かかる配当により支払われる金銭を「 <u>第1種優先配当金</u> 」という。)を行う。但し、当該期末配当に係る基準日の属する事業年度中の日を基準日として第2項(<u>第1種優先中間配当金</u>)に定める第1種優先中間配当金を支払ったときは、当該第1種優先中間配当金を控除した額

	とする。また、剰余金の配当の基準日から当該剰余金の配当が行われるまでの間に、当社が第1種優先株式を取得した場合には、当該第1種優先株式につき当該基準日に係る剰余金の配当を行うことを要しない。 ②(第1種優先中間配当金) 当社は、中間配当を行うときは、第1種優先株主又は第1種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、第1種優先配当金の2分の1に相当する額を限度として、取締役会の決議で定める額の金銭による剰余金の配当(かかる配当により支払われる金銭を「第1種優先中間配当金」という。)を行う。 ③(非累積条項) ある事業年度において、第1種優先株主又は第1種優先登録株式質権者に対して支払う金銭による剰余金の配当の総額が第1種優先配当金の総額に達しないときは、その第1種優先株式1株当たりの不足額は翌事業年度以降に累積しない。 ④(非参加条項) 第1種優先株主又は第1種優先登録株式質権者に対しては、第1種優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。但し、当社が行う吸収分割の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割の中で行われる会社法第763条第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。 第11条の3(残余財産の分配) 当社は、残余財産を分配するときは、第1種優先株主又は第1種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、第1種優先株式1株につき、1万円(但し、第1種優先株式について株式の分割、株式の併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額とする。)の金銭を支払う。 ②(非参加条項) 第1種優先株主又は第1種優先登録株式質権者に対しては、前項のほか残余財産の分配は行わない。
--	--

	<u>第 11 条の 4 (議決権)</u> <u>第 1 種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。</u> <u>第 11 条の 5 (種類株主総会における決議)</u> <u>当会社が、会社法第 322 条第 1 項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めのある場合を除き、第 1 種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。</u> <u>第 11 条の 6 (金銭を対価とする取得条項)</u> <u>当社は、平成 29 年 8 月 1 日以降いつでも、当会社の取締役会が別に定める日 (以下「金銭対価強制取得日」という。) の到来をもって、当社が第 1 種優先株式の全部又は一部を取得するのと引換えに、当該金銭対価強制取得日における分配可能額 (会社法第 461 条第 2 項に定めるものをいう。) を限度として、第 1 種優先株主又は第 1 種優先登録株式質権者に対して金銭を交付することができる (以下「金銭対価強制取得」という。) 。なお、一部取得を行う場合において取得する第 1 種優先株式は、比例按分その他当社の取締役会が定める合理的な方法によって決定されるものとする。</u> <u>②金銭対価強制取得が行われる場合における第 1 種優先株式 1 株当たりの取得価額は、1 万円 (但し、第 1 種優先株式について株式の分割、株式の併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額とする。) 及びこれに対して年 2 % を乗じた額に金銭対価強制取得日の属する事業年度の初日 (同日を含む。) から金銭対価強制取得日 (同日を含む。) までの日数を乗じ 365 (閏年の場合には 366) で除して算出した額 (1 円未満を切り上げる。) を加算した額とする。</u> <u>第 11 条の 7 (譲渡制限)</u> <u>譲渡による第 1 種優先株式の取得については、当社の取締役会の承認を要する。</u> <u>第 11 条の 8 (みなし承認)</u> <u>第 1 種優先株式の取得者が、平成 24 年 2 月 29 日において第 1 種優先株式を引き受けた株主から、同株主が同日において当社に対して有していた債権を、第 1 種優先株式とともに譲り受ける者である場合には、当社の取締役会は前条の承認をしたものとみなす。</u>
--	--

第3章 株主総会 第12条～第18条(条文省略) (新設)	第3章 株主総会 第12条～第18条(現行どおり) <u>第18条の2(種類株主総会)</u> <u>第12条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。</u> <u>②第14条、第15条、第16条第1項、第17条及び第18条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</u> <u>③第16条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u>
--	---